

## 旭川市・大雪消防組合における消防指令業務の共同運用に係る取組について

### 1 経緯について

人口減少・少子高齢化社会が進行し、人的・財政的な資源が限られる中、効果的・効率的で持続可能な消防サービスの提供を図るため、国から「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、消防の広域化や消防の連携、協力の推進に係る取組が一層求められています。

この度、大雪消防組合消防本部から本市に対し、消防事務の一部である指令業務の共同運用について申入れがあったことから、検討委員会を設置し、協議・検討を進めている内容について報告します。

#### (1) 大雪消防組合消防本部の概要

構成町（6町）：美瑛町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・東川町

本部所在地：美瑛町、管理者：角和 浩幸（美瑛町長）

#### (2) 申入れ日 令和7年4月30日

### 2 共同運用の主な内容

#### (1) ハード面 指令システム及び消防救急デジタル無線の共同整備

#### (2) ソフト面 119番通報の受信、出動指令、無線運用及び消防救急車両の動態管理の一元化

### 3 事業費削減効果

指令システム及び消防救急デジタル無線 事業費試算結果（削減効果）（単位：千円）

消防本部名	単独整備費	共同整備費	事業費削減効果
旭川市	1,853,864	1,545,281	▲ 308,583
大雪消防組合	1,296,544	988,215	▲ 308,329
合計	3,150,408	2,533,496	▲ 616,912

### 4 検討状況

#### (1) 共同消防指令センターの設置場所

現在の旭川市消防指令センター（総合防災センター3階）

#### (2) 共同消防指令センターの名称

（仮称）旭川大雪圏域消防指令センター（連携中枢都市圏と整合）

#### (3) 運営方式及び整備主体

旭川市への事務委託、整備主体は旭川市

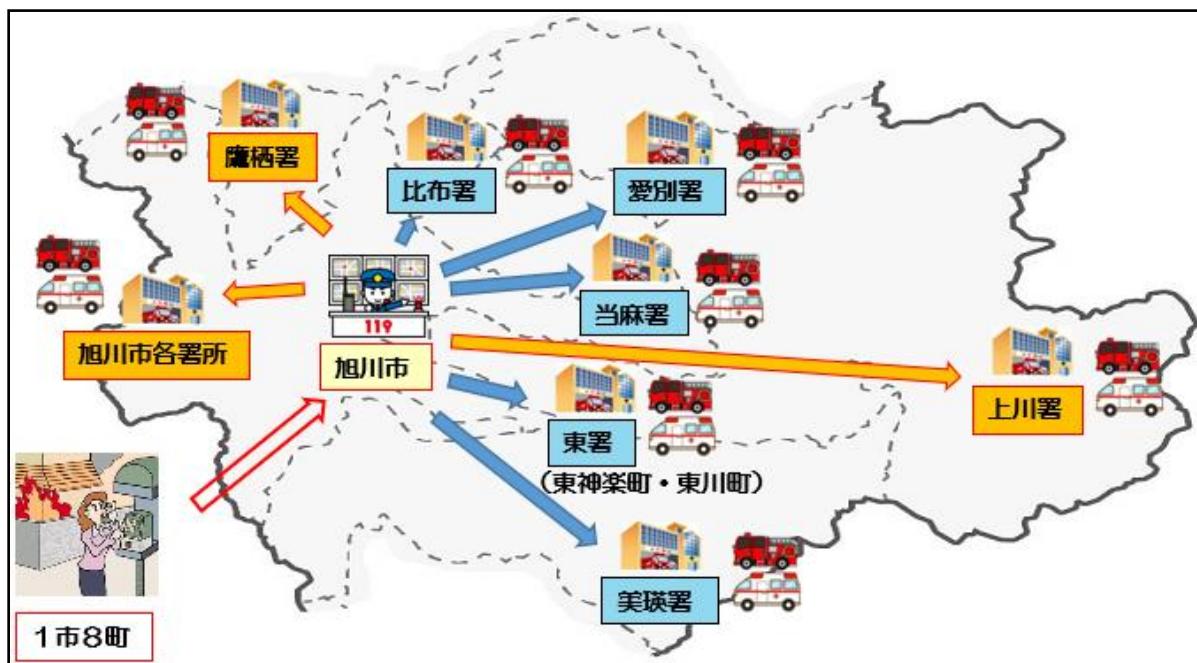
#### (4) 共同化経費の負担方法

整備費、保守費、運営経費等の負担（按分）方法については検討中

## 5 今後のスケジュール

- (1) 令和8年3月 : 検討委員会の検討結果報告書のとりまとめ
- (2) 令和8年中 : 共同運用に関する覚書締結（旭川市・組合）  
: 実施設計等（補正予算）
- (3) 令和9～10年度 : 指令システム及び消防救急デジタル無線の整備  
: 事務委託に関する規約の議決  
: 事務委託に関する協定の締結（旭川市・組合）
- (4) 令和11年4月～ : 共同運用開始

## 6 共同運用後のイメージ図



- ➡ 1市8町の119番通報を共同消防指令センターで一括受付
- ➡ 旭川市の各消防署・出張所に出動指令
- ➡ 新たに大雪消防組合の各消防署に出動指令